

シアトル・ゼネラル・ストライキと 日系人労働者（Ⅲ・完）

黒 川 勝 利

Ⅷ 排日運動の激化とシアトル労働運動（1）

それでは、このような日系人社会、特に日系人労働組合の努力にシアトル労働運動はどのように反応したのであろうか。

周知のように、第一次世界大戦期からその直後にかけての時期は、いわゆる「赤狩り Red Scare」に象徴される偏狭な保守主義、排外主義の高揚とあって、アメリカ合衆国における日系人排斥運動の一つのピークであった。この時期には、かつてのような散発的な暴動、挑発に加えて、法的、制度的に日系人の権利を制限し、差別しようとする運動が特に西部諸州を中心として強力に推進された。その影響はついには連邦政府のレベルにまで及び、結局のところ、1924年のいわゆる排日移民法の制定によって、日本人の合衆国への移民は完全に禁止されることになったのである。

もちろん、シアトルもこのような事態の例外ではなかった。この間の事情をさしあたり竹内幸次郎氏の著書によって窺っておこう。

沙都に於ける排日運動が頗る盛なる氣勢を示したるは一九一八年六七月頃にして、当時沙都市参事員は帰郷兵の就職の道を講ずる為各方面に亙りて交渉を試みたるに、現に日本人の経営せる事業は直に交渉に応ぜざりしを以て、一種の忌むべき感情が湧出し、日本人は大戦中白人の職業を奪ひたるに拘はらず、帰郷兵に向つて何等同情心の発露せるを見ず、悪むべき人種なりと云ふが如き誤りたる感情に因はれ、市参事会は之に迎合して日本人の営業に一打撃を加へんと企図し、スター新聞はこの間の消息を捕えて、曲

筆舞文大に煽動的記事を掲載したのである。当時排日運動をなすものは小資本の旅館、グロサリー、洗濯等の経営者を主とし、最初ビジネスマン・クラブを組織し団体的に運動を開始せるが、排日の氣勢旺んるを見るや公々然と日本人排斥協会（アンテ・ジャパニース・リーグ）と改め、大々的に会員を募集し一定の醜金をなし、加央兩州の排日団体と気脈を通じ着々有効なる運動の歩を進め、一方帰郷軍人団体と期せずして提携をなし、茲に二箇の有力団体は相呼応して排日運動を組織的に行うに至つた。⁽¹⁾

このような事態によってまず打撃を受けたのは、屑物商、球技場、雇用幹旋業、質屋など、その営業のために何らかのライセンスを必要とする業種に従事していた人々であった。排日運動に迎合したシアトル市議会が²、法令を改正して、あるいは現行法令を拡張解釈することによって、出願者が外国人であるとの理由で日本国籍の日系人に対するこれらの業種のライセンスの更新を拒否しはじめたからである。かくして彼らは、行政訴訟を提起して抵抗するか、あるいは市民権を持つ日系人の名義を借りるなどの手段を講じないかぎり、これらの業種から撤退することを余儀なくされたのである。

このような事態に対してシアトルの日系人社会は、1919年11月、北米連絡日本人会の指導のもとに米化委員会を結成し、日系人をアメリカ社会に溶け込ませるための教育啓発活動、排日運動抑制のための政治工作、さらには行政訴訟の支援などの活動に乗り出した。シアトル市議会の処分は合衆国憲法やワシントン州憲法に照らしても不当なものであったから、行政訴訟の多くは日系人側の勝利に終わった。⁽²⁾ しかしながら排日運動はまったく衰える気配を見せなかった。再度竹内幸次郎氏の叙述を引用しておこう。

其後のシヤトル・スター紙の排斥煽動記事は益々峻烈となり、排日協会及在郷軍人団の結束は愈々固く、最も組織ある運動方法によりて同胞排斥の声を大にし、州知事ハー

(1) 竹内幸次郎『前掲書』196頁。

(2) 『同上書』171-172, 179-180, 189-201頁、および『北米年鑑』1928年、34, 37-38頁、参照。

ト氏をすら移民調査会の目前に於て、大胆にも将来は当地方に於ける日本人に土地問題等に関して区別的法律を制定するに非ずんば、後日禍根を残すに至るべしと陳述せしむるに至つた。⁽³⁾

そしてここでハート知事が言及した土地問題に関する「区別的法律」は、日系人社会の総力を挙げた反対運動にもかかわらず、まもなくいわゆる排日土地法として実現し、ワシントン州の日系人農業者にきわめて深刻な打撃を与えることになったのである。⁽⁴⁾

ゼネラル・ストライキ以降のシアトル労働運動の日系人に対する姿勢は、このような北西部一帯を吹き荒れる排日運動の嵐の中で明らかになっていった。

我々はまず、1920年12月16日に、シアトル労働運動の機関紙たるユニオン・レコード紙に掲載された「ティンダルの借地法案 TINDALL'S LEASING BILL」というタイトルの論説に注目したい。それは以下のような内容のものであった。

フィリップ・ティンダル市会議員が、外国人（ティンダル氏は日本人のことを念頭においている）による土地所有を禁止し、また外国人による借地期間を6カ月に制限する法律を制定するための、州議会に対する住民直接立法請願のための署名運動を推進している。我々は親日派でもなければ排日派でもないが、この運動は時期的に好ましくない無分別なものであって、成功させるべきではないと信じている。その理由は以下のようなものである。

(3) 竹内幸次郎『前掲書』199-200頁。

(4) 排日土地法による日系人農家の苦闘については多くの文献があるが、ワシントン州について詳しいものとして、さしあたり、村山裕三『前掲書』第8章、伊藤一男『前掲書』203-237頁、公認ヤキマ日本人会創立30周年記念事業委員会編『ヤキマ平原日本人史』公認ヤキマ日本人会、1925年、John Isao Nishinoiri, "Japanese Farms in Washington", M. A., University of Washington, 1926 参照。

合衆国政府と日本は現在お互いに国際的關係を明確にしようと努めている。このような時期に地方的な煽動を唆すことは、世界平和——それはきわめて望ましいものだ——を傷つけるだけであらう。

次に、カリフォルニアが同じような法律を制定したばかりである。このような法律の結果としてどういう事態が生じるかは疑問であるから、カリフォルニアにおいてその法律がどう機能するかを見てその経験から学ぶのが一番である。

法律の目的およびその結果として予想される影響は、日本人農民——および帰化できないその他の人々——をその事業から追い出すということであらう。これは1年後に現在の全借地関係を無効とし、6カ月を越える期間の借地、賃貸借関係を禁止することによって実現される。

提案されている法律をみると面倒な項目に満ちており厄介事や訴訟で生活しているインチキ政治家や法律家を儲けさせることは間違いないであらう。

我々は、我々が日本人の同化可能性、長所、欠点などについていかなる見解を抱いていようと、彼らを我々と同じように公正に、真摯に、そして丁重に取り扱うべきであると信じている。

もしもアメリカ人民が——何らかの理由によって——日本人がこの國に住むことを望まないのであれば、自分たちの政府を通じて率直にそう言うべきである。日本人は、もし歓迎されないとすれば、自分たちの身の回りを整理し、荷造りをし、どこか他へ立ち去るであらうというのが、我々の判断である。

しかしながら我々は、彼らを「友好国」と宣言しておいて、その後でたとえ没収とまでは言えないにしても差別的な法律でもって、彼らを苦しめるべきではない。

我々が明らかにしたいのは、世界中に「反外国人感情」が存在している今日、日本人その他の東洋人を排斥しようという地方的な煽動は浅薄で嘆くべきことであるということである。

火薬工場はマッチで遊ぶ場所ではない。そして今は全世界が火薬工場のような状態にあるのだ。

ティンダル氏よ、あなたの請願は取り止めた方が良い。世界は2、3年間それを待つことができる。またシアトルには現在、議員たちを1日10時間働かせるに十分な仕事に大量に存在しているのだ。⁽⁵⁾

すなわちユニオン・レコード紙は、この論説において明確に、排日土地法、さらには排日運動一般に反対し、日系人の権利を擁護する姿勢を表明したのである。

このようなユニオン・レコード紙の立場は、当然のことながらシアトル日系人社会の注目と感謝の対象となった。2日後の12月18日の『大北日報』は、この論説を「堂々たる正論」、「言頗る公平にして吾人の意を得たる」と最大限に評価しつつ、我々同様に、その全文を翻訳し、転載している。⁽⁶⁾

もちろん、フィリップ・ティンダルがユニオン・レコード紙のこのような忠告を受け入れるはずはなかった。そもそもティンダルは、シアトル・スター紙の強力な支援のもとに親労働派の対立候補を破ってシアトル市議会に当選したのであって、ユニオン・レコード紙に何ら恩義を感じる必要はなかったのである。⁽⁷⁾

しかしながら、ユニオン・レコード紙はその後も、1920年12月30日付けで「日本との間に戦争はない NO WAR WITH JAPAN」、翌1921年1月22日付

(5) *The Seattle Union Record*, December 16, 1920. もっとも、この住民直接立法の請願自体は、「時偶々年末多忙の際にして人心の法律を顧慮する遑なかりしと、僅々ヶ月の短時日に加ふるに降雨甚だしくして、提案に必要な法律所定の選挙人賛成署名を得ること能はず」（竹内幸次郎『前掲書』204頁）、失敗した。しかしながらティンダルをはじめとする排日派はもちろんこれであきらめることなく、まもなく開かれた州議会にはほぼ同様の内容の借地権制限法案を提案して、日系人農業者排斥の目的を達成しようとしたのである。

(6) 『大北日報』1920年12月18日4面。他にも、シアトル労働運動やユニオン・レコード紙の論説への感謝の言葉は日系人社会の様々な文献に表れている。たとえば、「当時シアトル及びタコマの労働組合は該排日立法案に反対し、当時華州労働組合の機関紙たりシアトルのユニオン・レコード紙は紙上に於て数回排日派の非法を痛撃した」（『北米年鑑』1928年、34頁）、「彼らの失敗に際し注意すべきは沙港労働会および田駒労働組合がいずれも排日立法に反対して之を援助せざるのみか華州労働組合機関紙ユニオン・レコード紙は数回紙上に本立法の不法非人道を痛撃し労働階級に警告する所ありたる一事なり」（米国西北部連絡日本人会編『前掲書』88頁）。また、竹内幸次郎『前掲書』にもこれとほとんど同一の文章がある（竹内幸次郎『前掲書』204頁）。

(7) O'Connell, op. cit., p. 157.

けで「今は『反一』運動の時ではない NO TIME FOR "ANTI-MOVEMENTS」, さらには2月18日付けで「それはどこで始まったか? WHERE DID IT START?」などの論説を相次いで掲載し、排日土地法反対の論陣を張った。

これらの論説のうちで最初のものである1920年12月30日付け論説は、当時の日米間の諸懸案について論じるとともに、「今は世界のどのような部分においても不必要な煽動は控えるべき時期なのだ」という観点から、再度フィリップ・ティンダルに借地権制限法の制定運動の中止を要請したものである。⁽⁸⁾ また最後のものである1921年2月18日付け論説は、現在展開されている組織的な排日運動はワシントン州の住民の間から自然発生的に盛り上がったものではなく、外部からの煽動によって、すなわちワシントン州に先駆けて排日土地法を制定したカリフォルニア州およびそれと利害関係を持つグループの煽動によって、意図的に引き起こされたものである、と主張したものである。この論説は、それではなぜカリフォルニア州がそのような陰謀をめぐらすのであろうかと問題を提起し、それはおそらくシアトルがその当時の対日貿易の中心地となっていることに対するやっかみからであろうとのめかしている。⁽⁹⁾

2本目の、1921年1月22日付けの「今は『反一』運動の時ではない」というタイトルの論説は、当時のユニオン・レコード紙の論説の中でも特に真っ向から排日運動を批判したものであって、ここで再度その全文を紹介するだけの価値があるように思われる。

週末にティンダル市会議員と数人の州議会議員との間で反日本人立法についての会議が開かれるそうである。

(8) *The Seattle Union Record*, December 30, 1920.

(9) *Ibid.*, February, 18, 1921.

このグループへの顧問料としてロナルド判事が我々に2万5000ドルを認めてくれるとは思えないが、しかしながら我々は彼らに対して反日本人的煽動と差別的立法は間違った行為であると忠告しておこう。

我々はティンダル氏と彼の友人たちの動機が愛国的なものであることを認めるのにやぶさかではないが、しかしながらだからと言って彼らの行動が間違っていないということにはならない。

我々は日本人からも他のいかなる国民からも弁護料を貰っているわけではないし、また労働者と東洋人との関係を解決することの困難さを知っているけれども、しかしティンダルの日本人問題へのアプローチは非和協的かつ有害であって、基本的にアメリカの最高の知性と最良の利益に反するものである、と主張する。

いかなる市民も公正な待遇と正義を表している独立宣言の原則から逸脱してはならない。我々の努力は近隣諸国との平和共存に向けられなければならない。

もしティンダル氏と彼の友人たちが戦争と誤解の種を蒔くことを望んでいるのならば、もし彼らがシアトル港経由の日本との貿易を停止しようと望んでいるのならば（今まではシアトルは友好的な姿勢を取っていたがゆえに優遇されていた）、反日的法律を推進すること以上にそれに役立つことはないであろう。

とにかく現在のところそんな必要はない。提案されている借地法に関してはカリフォルニアをして試みさせておけば良い。日本と合衆国の関係の解決に関しては連邦政府にまかせておけば良い。

ついですが、現在「反一」運動という言葉ほど不必要ものはない。必要なのは建設的な「親一」運動である。

我々はティンダル氏を攻撃しているのでも、日本人のために戦っているのでもない。

我々は、現時点における反日本人の煽動と立法は誤りであり、そしてその誤りは太平洋岸に対して誰も想像できないような重大な害を与えるであろうと確信しているのである。

ティンダル氏よ、建設的な立法を促進して闘争と害悪を避ける方がはるかに良いのではなからうか。⁽¹⁰⁾

(10) *Ibid.*, January 22, 1921.

もっとも、このような日系人への好意的な対応、排日運動に対する批判がこの当時のユニオン・レコード紙の論説、記事のすべてを貫いているかと言うと、必ずしもそうではない。たとえば、1月17日付けのユニオン・レコード紙の論説の中に、我々は次のような表現を見出すことができる。

「アメリカ人第一主義」は今もって鉄道会社のモットーであるようだ。ノーザン・パシフィック社はオーバーンの工場と作業場の労働者の4分の1を解雇した。この会社は日本人を含む多数の外国人労働者を残したまま、アメリカ人を第一に解雇したのである。⁽¹¹⁾

また、論説ではない普通の記事の中には、当時ワシントン州都オリンピアを舞台として激しく争われていた排日土地法をめぐる賛成派と反対派の論戦に関するものも含めて、日系人の側にむしろ批判的と思われる記事がいくつか含まれている。⁽¹²⁾

しかしながら、第1節で述べたように、かつてのアメリカ合衆国では労働者と労働団体こそが排日運動の中心であり、それはシアトルを中心とする北西部地方においてもまったく同様だったのである。そのような時代と比べるならば、シアトル労働運動が、もはや排日運動の積極的推進者とはならないばかりか、機関紙の論説において、今では排日協会や在郷軍人団のような新

(11) *Ibid.*, January 17, 1921.

(12) たとえば、1921年2月21日付の“ANTI-JAP BILL OPPOSITION AT OLYMPIA ACTIVE”という見出しの記事である。ただし、この記事は United Press の配信である。なおこれに限らず多くの記事が、日系人を Jap, Japs, そして排日土地法案を Anti-Jap Bill と呼んでいるのも気になるところである。ただし、Jap, Japs は日本人に対して好意的な記事の中においてすら使用されている。1919年8月26日付ユニオン・レコード紙の Night Extra Edition 一面トップの見出しは“JAPS JOIN LABOR UNIONS”であるが、記事の内容はもちろん日系人に好意的であって、いったん組織化されると日系人は信頼できる組合員になるというものである (Cf. *ibid.*, February 21, 1921, *ibid.* Night Extra Edition., August 26). 163頁の労働スパイの報告も参照されたい。

たな勢力を中心として展開されているその種の運動を厳しく批判するようになったことは、やはりきわめて注目すべき変化と言わなければならないであろう。

Ⅸ 排日運動の激化とシアトル労働運動（2）

それでは、このようなシアトル労働運動の方針転換は当時の排日運動の帰趨にどのような影響を及ぼしたのであろうか。ここでやや結論を先取りしておくならば、その具体的な成果は実のところあまり大きくはなかったように思われるのである。

もちろん、すでに述べたように、ユニオン・レコード紙の論説は排日運動に悩む日系人社会を勇気づけるところが少なくなかった。また労働組合の中に日系人の加入を承認し、あるいはこれと協調しようとするものが増えてきたことは、少なくとも一部の日系人労働者の労働諸条件を改善する契機となったことと思われる。

しかしながら、日系人労働組合の協力がゼネラル・ストライキの成功をもたらさなかったように、ユニオン・レコード紙の論説は、そしてもちろん北西部日系人社会の懸命の努力も、ついにワシントン州排日土地法の成立を防ぐことはできなかった。日系人排斥運動は今や排日協会や在郷軍人団といった新たな、そして強力な主力部隊を有していた。オリンピアを舞台とした戦いは彼らのほぼ完全な勝利で終わった。まもなく排日土地法は、下院を71票対19票、上院を36票対2票という圧倒的多数で通過したのである。⁽¹³⁾

他方で、このようなシアトル労働運動の方針転換、すなわち一般的には排日の気運がいよいよ高まる中で逆に従来の排日の姿勢を放棄することは、ゼネラル・ストライキ以降守勢に追い込まれていたシアトル労働運動にとっ

(13) 『大北日報』1921年2月26日付1面および5面、3月3日付1面および5面

て、政治的にはかなり不利な選択となったように思われる。

なぜなら、我々は少なくとも一つの選挙、すなわち1920年のワシントン州知事選挙において、日系人問題が重要な焦点の一つとなり、反対派によってそれが徹底的に利用されたという事実を知っているからである。

当時のシアトル労働運動と日系人との関係が、19世紀末から20世紀初頭にかけてのそれと大きく異なってきたという事実をあらためて確認するための一つのエピソードとして、ここでこの選挙に纏わる物語を簡単に紹介しておこう。

話は1919年11月に始まる。この時、シアトル中央労働評議会と同様にゴンパース流の「純粹にして單純な労働組合主義」に批判的であったシカゴ労働総同盟 Chicago Federation of Labor の後援によって、各地のローカル組合、市や州の労働総同盟代表が集まって、全国労働党 The National Labor Party を結成した。このような行動はもちろんAFLの無党派主義の原則に違反するものであって、ゴンパースや有力国際組合の委員長たちによって厳しく批判された。しかしながら、シアトル中央労働評議会は無党派主義を放棄してこの政党を支持し、ワシントン州労働総同盟もまた、会長ショートの消極的な姿勢にもかかわらず、やがてこれに続いた。まもなく1920年7月、この全国労働党は、その副委員長に選ばれていたダンカンの司会のもとにシカゴで大会を開き、民主党を分離したリベラル派の実業家、専門職従事者、知識人からなる48人委員会と合同し、新たに農民労働党 The Farmer Labor Party (以下、FLPと略す)を結成した。こうしてシアトル労働運動は、来るべき11月の連邦および州の選挙をFLPの一翼として戦うことになったのである。⁽¹⁴⁾

この新しい政党がワシントン州の知事候補として指名したのは、シアトル港湾委員会の委員長でキング郡の農場経営者、ロバート・ブリッジであっ

(14) O'Connel, op. cit., pp. 158-161, Dempbo, op. cit., pp. 280-283.

た。他方、共和党は現知事ハートを再指名した。民主党はブラック判事を指名したが、予選会の結果に鑑みてこの選挙はむしろブリッジとハートの間の戦いと考えられていた。

ところがブラックは、このような劣勢を挽回するために、ブリッジが彼の農場を日系人に貸しているという事実を暴露することによって、彼に流れるとみられた票を奪おうと試みたのである。排日運動が燃え盛る中でこのような事実の暴露は、きわめて大きな打撃をブリッジとFLPに与えた。FLPが綱領の一部として人種間の平等という原則を掲げていただけにこれは決定的であった。

おそらくFLPの採りえた最良の手段は、この問題について明確な態度を打ち出すことなく黙殺することであっただろう。ブリッジもまた対応に戸惑ったように思われる。しかしながら結局彼は、良心に従って排日運動を正面から批判するという、選挙戦術としては最悪の道を選んだのである。⁽¹⁵⁾

彼の態度は日系人社会を喜ばせるに十分であった。1920年10月12日付けの『大北日報』はその第一面トップにおいて、「排日に反対——華州知事候補の声明」という見出しのもとに次のように論じている。

労農党加州（明らかに華州の間違いである——黒川）知事候補ブリツデス氏は、去る八日スポーケン市に於て排日に対する立場を宣明し、日本人であらうが何であらうが其入国を制止する立法に対しては反対であると述べ、人種や皮膚の色や宗教が何であらうとも差別すべきもので無い、米国人自身にした所が他国より入国を禁止せられたならば侮辱されたものと認むるだらうと言つて、世界の人民は何処へなりと其の欲する所へ赴く事を許さるべきものであると断じたとの事。

此宣明は氏が一方において排日の態度をとり他方に於て日本人に其農園を貸して居るのは不都合だとの反対派からの攻撃に対して発せられた者、従つて氏を以て排日側としたのは誣告なる事明らかになつたから氏が日本人に農園を貸した所で少しも矛盾で無

(15) O'Connel, op. cit., pp. 161-165, Dempbo, op. cit., pp. 289-292.

い、此の故に氏に対する反対派の攻撃は今後は氏の排日反対に対する一点に集中せられねばならぬ訳、夫れは兎に角として氏の排日反対発表はマコトに見上げたものである。米国における大概の政治家は投票を吸収せんが為めには恥も外聞もなく心にも無い事を言つて迄も選挙民に媚びんとする著しい傾きがある、殊に一度排日問題になると之に反対した所で其の為め殆ど全く投票を得る見込が無いものだから、無茶苦茶に賛成して、我等に快からぬ分子の投票を得ようとするのが常、両大党大統領候補さへも此の讒を免かれぬと言ふに至つては群小の候補の態度は推して知るべしである、殊に太平洋岸は排日の本場であるから其ローカル候補連が好んで排日を標榜したがるのに、氏のただに之を標榜しないのみならず却つて反対を表明したのは異数のこと、また氏を候補に挙げた労農党は主として労働者及び小農等から成り、少なからず排日分子も含んで居るものと察せられるに、氏が夫れ等の者に媚びず排日の理由なきことを説いたのは実に鶏群の一鶴……（中略）……我等は太平洋沿岸の政治家中に氏の如き人あるを知つて日米両国の為めに心を強くし、其の氏が華州に於る有力者の一人であるといふに於て在華本邦人の為めに喜ぶ者。⁽¹⁶⁾

しかしながらワシントン州の有権者の多くは、もちろん『大北日報』と同じようには考えなかった。デムボの表現を借りるならば、このようなブリッジの行動は「勇気のあることではあったが、おそらくそれとともにF L Pが選挙に勝利する最後の僅かなチャンスも失われた」のである。⁽¹⁷⁾

実際、反対派はこのような事実を最大限に利用した。たとえば、共和党支持のシアトル・タイムズ紙は、ブリッジは「アメリカの門をアジアからの移民の大群に開放しようとしている」と攻撃するとともに、F L Pを the Farmers Labor Party ならぬ the “Japanese Labor Party” である、と決めつけたのである。⁽¹⁸⁾

彼らの作戦は成功した。11月の選挙は共和党の一方的勝利に終った。排日土地法案が審議され、圧倒的多数で可決されたのは、こうして当選した知事と議員たちのもとにおいてであった。

結びに代えて

以上我々は、ゼネラル・ストライキを契機としてシアトル労働運動の日系人への態度が変化し、かつては排日運動の主体であった彼らが、第一次大戦

- (16) 『大北日報』1920年10月12日付1面。『大北日報』はこの他10月18日には「公正の意見を持して動かざる労農党知事候補者ブリッジ氏の対日本人態度」という見出しのもとに彼の演説を詳しく紹介し、さらに19日にも「興味ある華州の政戦——労農派腕試し——ブリッジの悪戦苦闘」という記事の中で「……労農派の候補者ブリッジ氏は多数農民及び労働者の後援によりてその勢力蔑るべからざるものあり沙都田駒の如き大都会はさて置き華州地方のブリッジ氏に投票せんとする数は意外に多き状態なればアッソシエード、インダストリー派の機関紙タイムズ紙は盛んにブリッジ氏と日本人借地人とを結ば附け排日気分の場合場に得んことに努め労働者の首領ダンカン氏は之に対応して公正なる論戦を為し一挙に立ちて資本側の横暴専断を攻撃し華州政海の廓清を叫び居れり……」と明らかにF L Pに好意的な描写を行っている。なお、伊藤一男『前掲書』541頁の竹下晴一氏の回想に、ブリッジ（ここではブレジェス氏となっている）が「労働党におされてワシントン州知事候補に出馬した。勢い当時白人労働者をしのごうとしていた日本人を排斥する立場にあった。ブレジェス派のS新聞が『日本人は低賃金に甘んじて、米化しない民族である』などと書き立てた」という記述があるが、以上の考察から明らかなようにF L Pやブリッジ候補を排日派と見るのは誤解である。おそらく竹下氏は、シアトル・スター紙（S新聞）とはスター紙を意味すると思われる）をF L P系新聞と理解したのであろう。たしかにスター紙は当時の他の一般紙、すなわちシアトル・タイムズ紙やシアトル・ポスト・シンテリジェンサー紙よりは労働者よりと見られていた。しかしユニオン・レコード紙のような真に労働者の立場に立った新聞でないことは言うまでもないことであり、ゼネラル・ストライキの際にスター紙が反ストライキ勢力の先鋒として重要な役割を演じたことは我々も先に見たとおりである。このようなスター紙の日和見的性格については『大北日報』も「黄色紙スター紙の貼紙」という見出しの記事で次のように皮肉っている。「今年の二月シャトルが総同盟罷工を実施した折平生労働者やユニオンの気に入るやうな挑発的の記事を掲げて其の方面の読者を持つて居つたシャトル、スター紙も元来其の持主は資本家主義の男で真に労働者に同情のあるのではないから総同盟の折にはクルリと尻を後ろに向けて資本家の肩を持ち労働党に裏切りをしたので爾来労働者の憤怒を買ひ発行部数頗みに減少して以来シマツたことをした何とかして此の失策を快復しやうと苦心の折から加州方面の同業者と気脈を通じ幸ひ支那問題殊に青嶋問題に米国一部政界に日本攻撃の火の手が握れるのを看取して此の機会にシャトルも一つ排日熱を煽り立てやうと云々」（『大北日報』1920年9月23日付5面）。

(17) Dembo, op. cit., p. 290.

(18) Ibid., p. 291, O'Connel, op. cit., p. 163.

直後の排日運動に際しては、これに荷担せざるのみかむしろ批判的な態度をとったという事実を確認した。しかしながら、なおいくつかの吟味すべき問題がこれに関連して残されている。その一つは、このような変化の原因を本稿で今まで吟味してきたようなゼネラル・ストライキに際しての、あるいはその前後における、日系人社会や日系人労働組合のいわゆる「日白親善」のための努力のみに求めて良いかということである。

言うまでもなくそうではない。ゼネラル・ストライキを契機としてシアトルの白人労働者や労働運動指導者が日系人に対して好意的に対応するようになったのは、やはりそれを可能ならしめるようないくつかの条件が存在していたからであった。最後にそのようないくつかの条件を整理して本稿の結びに代えたい。

第一に、合衆国における日系人の職業状態が変化しつつあったことである。かつての在米日本人の多くは低賃金の労働者であり、往々にしてスト破りであった。彼らの存在は白人労働者の労働条件を低下させる要因となっていた。少なくとも白人労働者にはそのように思われていたのである。

しかしながら、彼らに先立つ多くの移民集団同様、日系人もまた徐々に単純な筋肉労働から農業や小営業の分野に進出していった。⁽¹⁹⁾特に日系人のハワイからの転航禁止処置や日米紳士協定の締結以降は、新規の労働者の流入がこれによって減少したことによって、このような職業構成の変化が加速された。このことが排日運動の主体の変化の背景に存在したのであり、シアトルの労働者自身もそのことを自覚していたように思われる。ある労働スパイは1920年4月2日付けの雇主への報告の中で、彼が接触したマリガンという労働者が次のように語っていたと記録している。

雇主連盟 The Associated Employers (シアトル産業連盟 the Associated Industries

(19) 再度、米国西北部連絡日本人会編『前掲書』3-4頁、参照。

of Seattle のことを意味していると思われる——黒川）は労働団体と戦わせるためにこの国に日本人 the Japanese を呼び寄せた。時とともに日本人 the Japs は教育されて労働団体と戦うのを拒否してその代わりに事業をやるようになり、その結果産業連盟 the Associated Industries は警戒的になって今では日本人 the Jap に宣戦を布告した。彼らは日本人 the Japanese との戦いに労働者を巻き込むことができると考えているが、おれたちはその手に乗るほど馬鹿ではない。おれたちは産業連盟と、そして彼らとだけ戦っているんだ。⁽²⁰⁾

第二に、すでに述べたようなシアトル労働運動の特殊性がある。この問題に関して竹内幸次郎氏は次のように述べている。

従来日本人を排斥し来つた所謂労働組合なる者は、即ち彼の日和見主義者、ゴンパーの指導するアメリカ主義の労働組合であつた。是に反し、ダンカンソ一派の急進派は、マルクス主義に拠り、世界主義の立脚地を占めて、極端に人種的偏見思想を排する者であつた。換言すれば、彼等は自己の主義を妨ぐる者を敵とし、之を助くる者を味方として、飽迄組合の為に其利権を主張せんとする者であつた。⁽²¹⁾

(20) Beck Broussais C. Papers (Manuscript Collection of The University of Washington, Accession No. 155), report of Agent 106, April 2, 1920. なお、後にまた参照する合衆国下院移民・帰化問題委員会の公聴会で、コック・ウエイターズ組合のビショップ書記は委員との間に次のような質疑を交わしている。「レイカー氏。あなたの属している職業や関連する職業の労働者の中に、このいわゆる扇動なるものは日本人を商業や農場から排除して労働者と競争する立場におくことを目的とするものであるという議論がありますか。労働者の間にそのような議論がありますか。」「ビショップ氏。はい、あります。労働者はですね。私は非常に多くの人が次のように言うのを聞きました。実業界がこれらの日本人を最初は労働者としてここに連れて来た、彼らが実業の道で彼らと競争しはじめるまでは扇動はなかった、そしてそれから扇動が始まった、そして彼らは不安になって、彼らは実業の道から彼らを排除して、そして彼らを労働市場に残そうとしているのだ。これは私が労働者の集会で聞いた見解です。」(U. S. House of Representatives, Sixty-Sixth Congress, Second Session, The Committee on Immigration and Naturalization, *Japanese Immigration Hearings*, Part 4, Washington, D. C., 1921, Arno Prss. ed., 1978, p. 1386)。

ダンカン、オルトのような革新派は第2節で述べたごとくいわゆる急進派とも一線を画しており、したがってこの文章は全面的に正確とはいえないのであるが、しかし彼らがゴンパースに指導されたAFL主流派と思想、立場を異にしていたこと、そしてそのような彼らの路線が当時のシアトル労働運動を事実上支配していたことは、ここで竹内氏の述べているとおりである。

このことは特に、オルトが編集長であったシアトル・ユニオン・レコード紙の論説や記事についてあてはまったであろう。実際に我々は、オルトの日系人問題に対する見解を、1920年7月26日から8月3日にかけてシアトルおよびタコマで開催された合衆国下院移民・帰化問題委員会の公聴会における彼の証言の記録によって知ることができるのであるが、そこで彼が主張していることは、すでに紹介したユニオン・レコード紙のいくつかの論説の趣旨とほぼ一致しているのである。

すなわち、この公聴会においてオルトは、やや執拗な議員たちの反論に妨げられつつも、もしも合衆国がある種の人々を歓迎しないのならば、その意図を明確にすべきである、しかし1つの国に2つの種類の人々が存在すべきではなく、したがって彼らをいったん合衆国に迎え入れた以上は、彼らに合衆国市民としての権利を賦与すべきである、日本移民のこれ以上の増加には反対だが、移民の制限は人種の偏見に基づくものであってはならない、と主張しているのである。⁽²²⁾ この証言もまた、当時の日系人社会においては好感

(21) 竹内幸次郎『前掲書』391頁。なお、これに続けて氏は次のように述べている。「是に於て、連絡日本人会は、松見大八、山懸繁三、奥田平次等の有力者を、排日の火の手を鎮めんが為に、度々急進派の人々と会合せしめて了解を求むる所があつた。而してプレスキャンペーンに於ては、ユニオン・レコード紙上に於て、一再ならず、公平なる立場より、人種の偏見に拠る排日反対意見の論述に努めたのである」と。やはり日系人の側の努力も大きかったのである。また、別の箇所(註6で指摘した箇所)でも氏は「是はダンカン及びウォルトの一派が急進社会党の傾向を帯び、当時シアトル労働組合の牛耳を取つて居つたので、彼等の思想は超国家的であつて随つて人種の偏見なく極めて公正な立場から、ゴンパース一派の労働党の排日行動を白眼を以て眺めて居つた結果である」と述べている。

をもって迎えられたようである。⁽²³⁾

同時に、この公聴会の記録は、オルトやユニオン・レコード紙のような見解が北西部労働運動の指導者のすべてによって共有されていたわけではない、という事実も明らかにしている。

たとえば、タコマのcock・ウェイターズ組合（この組合はタコマの中央労働評議会には加盟していない）の書記トマス・A・ビショップは排日運動を支持する立場から次のように証言している。

非常に多くの人々が私と同じ意見です。そして私の意見は彼らはこの国から絶対に排除されるべきであるということです。⁽²⁴⁾

そしてオルトもまた次のように労働者、および労働団体の間での意見の分裂を認めているのである。

……議論の余地のあるところですが、労働運動の若干の部分（a certain proportion）は日本人の組織化を信じており、日本人の生活水準を白人と同一のところまで上げようと信じており、彼を経済的に平等にできると信じており、そして私は北西部の労働運動のかなりの部分がこのような結論に達したと信じています。しかしながら、労働者や労働運動の有力者の中にこれとは逆の態度を示す多数の証人を見つけることは別に困難なことではないでしょう。これは日本人が白人労働者の主たる競争相手となっている調理業において特にあてはまるでしょう。⁽²⁵⁾

したがってまた、その後のシアトル労働運動におけるいわゆる革新派の衰

(22) *Japanese Immigration Hearings*, pp. 1413-1426.

(23) 竹内幸次郎『前掲書』387-388頁。伊藤一男『前掲書』164-165頁。ここで「労組のアルドウ氏」とあるのがアルトのことだと思う。なお、『大北日報』1920年8月5日付、参照。

(24) *Japanese Immigration Hearings*, pp. 1413-1426.

(25) *Ibid.*, p. 1385.

退は、当然に日系人問題に対するシアトル労働運動の方針をも一歩後退させることになったのである。最後にもう一度竹内幸次郎氏の言葉を引用しておこう。竹内氏は、1924年にエベレット西北のある製材所で発生した日系人と労働組合との対立に絡んで次のように述べている。

因に前華州労働組合金頭ダンカン氏の失脚以後、組合内には東洋人排斥の空気が漲るようになった。⁽²⁶⁾

ダンカンがワシントン州労働総同盟の会長だったことはないのもこれもまた100パーセント正確な表現ではないが、当時のシアトル在住日系人の実感を伝えるものとしては重要な記録と思われる。

後記 論文執筆について岡山大学をはじめとする多くのライブラリアン、アーカイヴィスト諸氏のお世話になるのはいつものことであるが、今回は特に University of California at Los Angeles Library, Oriental Room の Ms. Harumi Ziegler, University of Washington Library, Manuscript Division の Ms. Jo Lewis, Ms. Janet Ness の諸氏にお世話になった。ここでお礼を申し述べておきたい。

(26) 竹内幸次郎『前掲書』159頁。